

議案第 31 号

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月24日提出

千曲市教育長 小松 信美

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

千曲市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成 31 年千曲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 千曲市武水別神社神官松田邸

第 5 条第 1 項中「3 月」を「6 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。